

入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

改正要旨

1. 改正の趣旨

入間市行政改革大綱 第1期実行計画の個別改革進行プラン「保護樹林の見直し」に基づき、条例第14条により賃借する保護樹林（借上型保護樹林）から条例第5条により指定した保護樹林（奨励型保護樹林）への移行を進めるにあたり、必要と認める保護樹林について所有者から無償で借り受けることができることとし、併せて保護樹林の指定を受けた所有者に対する奨励金の交付対象者を明確にするため、条例を改正する。

2. 改正の内容

(1) 保護樹林の借受け方法を追加【条例第14条】

○現行の賃借をする（有償で借り受ける）保護樹林に、無償で借り受けることができるを追加する。

・借上型から奨励型への移行に伴い、賃借から使用貸借に変更する場合も想定されることから、これに対応するため、無償で借り受けることができることとするもの。

(2) 保護樹林の所有者に対する奨励金の交付対象者の明確化【条例第12条】

○借上型から奨励型へ賃貸借契約満了時に順次移行することから、保護樹林の所有者に係る奨励金の交付対象者を、条例第14条の規定により借り受けた保護樹林に係る指定所有者を除いたものとする。

・奨励金との重複を避けるため、無償又は有償で借り受けた保護樹林に係る指定所有者については、奨励金の交付対象者から除外するもの。

3. 施行期日

○令和2年4月1日施行